

規制シート(様式)

190195600790001

平成28年12月26日

規制の名称	都市公園の設置及び管理に関する基準等に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市公園法(昭和31年法律第79号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局公園緑地・景観課 課長 町田 誠
規制目的	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること		
規制内容の概要	公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(占有物件)を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	①都市公園の占有物件の範囲を拡大し、災害応急対策に必要な施設を追加(平成24年に都市公園法施行令第12条第1号を改正) ②都市公園の占有物件のうち仮設工作物等に係る占有期間の上限を6月から1年に延長(平成28年に都市公園法施行令第14条第3号を改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令8条1項)については、現在、全国一律に政令で定めているが、政令を改正し、平成29年度中にこれを「参酌すべき基準」とし、条例に委任する。「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針について」(平成28年12月20日閣議決定)	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述のとおり		
見直し条項	都市公園法施行令第8条第1項		
次の見直し時期	平成33年度		